

令和7年村上市議会第4回定例会会議録（第1号）

○議事日程 第1号

令和7年12月2日（火曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 請願第10号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める請願
- 第 5 請願第11号 公的施設の使用料の社会教育団体に対する減免基準の見直しを求める請願
- 第 6 請願第12号 免税軽油制度の継続を求める請願書
- 第 7 報第 27号 専決処分の報告について
- 第 8 議第110号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第111号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第112号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第113号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第114号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第115号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第116号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第117号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 9 議第118号 専決処分の承認を求めることについて
議第119号 専決処分の承認を求めることについて
- 第10 議第120号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更について
議第121号 村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定について
議第122号 村上市情報通信施設条例の一部を改正する条例制定について
議第123号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第124号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第125号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第126号 村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第127号 村上市特別会計条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議第128号 村上市教職員住宅条例の一部を改正する条例制定について

- 議第129号 村上市立学校使用条例の一部を改正する条例制定について
- 議第130号 村上市公民館条例の一部を改正する条例制定について
- 議第131号 村上市総合文化会館条例の一部を改正する条例制定について
- 議第132号 村上市三の丸記念館条例の一部を改正する条例制定について
- 議第133号 村上市さんぽく会館条例の一部を改正する条例制定について
- 議第134号 村上市生涯学習推進センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議第135号 村上市教育情報センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議第136号 村上市スケートボード施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第137号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議第138号 村上市重要文化財若林家住宅等管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議第139号 村上市指定文化財武家住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 議第140号 村上市郷土資料館条例の一部を改正する条例制定について
- 議第141号 村上歴史文化館条例の一部を改正する条例制定について
- 議第142号 縄文の里・朝日条例の一部を改正する条例制定について
- 議第143号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 議第144号 長津研修センター条例を廃止する条例制定について
- 第13 議第145号 村上市統合保育園等整備運営事業審議会条例制定について
- 議第146号 村上市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定について
- 議第147号 福祉センターゆり花会館条例の一部を改正する条例制定について
- 議第148号 瀬波児童館開放条例の一部を改正する条例制定について
- 議第149号 村上市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議第150号 村上市保健センター条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議第151号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議第152号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議第153号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議第154号 村上市印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 議第155号 村上市急患診療所条例の一部を改正する条例制定について
- 議第156号 村上市急患診療所運営委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 議第157号 村上市と関川村との間の急患診療所事務の委託に関する規約の変更について

- て
- 第15 議第158号 村上市地域活性化施設条例の一部を改正する条例制定について
 議第159号 村上市露店市場管理条例の一部を改正する条例制定について
 議第160号 村上市勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例制定について
 議第161号 村上市観光案内所条例の一部を改正する条例制定について
 議第162号 村上市民ふれあいセンター条例の一部を改正する条例制定について
 議第163号 朝日まほろばふれあいセンター条例の一部を改正する条例制定について
 議第164号 朝日みどりの里屋根付き多目的広場条例の一部を改正する条例制定について
- て
- 議第165号 村上市笹川流れ夕日会館条例の一部を改正する条例制定について
 議第166号 朝日温泉活用健康増進施設条例の一部を改正する条例制定について
 議第167号 村上市営あらかわゴルフ場条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議第168号 村上農村環境改善センター条例の一部を改正する条例制定について
 議第169号 神林農村環境改善センター条例の一部を改正する条例制定について
 議第170号 朝日シルクフラワー製作工房施設条例の一部を改正する条例制定について
 議第171号 村上市農村公園条例の一部を改正する条例制定について
 議第172号 村上市農山漁村交流促進施設条例の一部を改正する条例制定について
 議第173号 朝日みどりの里体験交流センター・休養施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第174号 朝日みどりの里農産物直売施設条例の一部を改正する条例制定について
 議第175号 村上市内水面総合振興対策事業施設条例の一部を改正する条例制定について
- て
- 議第176号 村上市新内水面振興対策事業施設条例の一部を改正する条例制定について
 議第177号 村上市都市公園条例の一部を改正する条例制定について
 議第178号 村上市公園条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議第180号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第11号）
- 第18 議第181号 令和7年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第3号）
- 第19 議第182号 令和7年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 議第183号 令和7年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 議第184号 令和7年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第20 議第185号 令和7年度村上市上水道事業会計補正予算（第2号）
 議第186号 令和7年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第2号）
 議第187号 令和7年度村上市下水道事業会計補正予算（第4号）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（20名）

1番	魚	野	ル	ミ	君	2番	佐	藤	憲	昭	君	
3番	野	村	美	佐	子	君	4番	富	樫	光	七	君
5番	上	村	正	朗	君	6番	菅	井	晋	一	君	
7番	富	樫	雅	男	君	8番	高	田		晃	君	
9番	小	杉	武	仁	君	10番	河	村	幸	雄	君	
11番	渡	辺		昌	君	12番	尾	形	修	平	君	
13番	鈴	木	一	之	君	14番	鈴	木	い	せ	子	君
15番	川	村	敏	晴	君	16番	姫	路		敏	君	
17番	長	谷	川	孝	君	18番	大	滝	国	吉	君	
19番	山	田		勉	君	20番	三	田	敏	秋	君	

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	高	橋	邦	芳	君					
副	市	長	大	滝	敏	文	君				
教	育	長	遠	藤	友	春	君				
政	策	監	須	賀	光	利	君				
総	務	課	長	長	谷	部	俊	一	君		
財	政	課	長	榎	本	治	生	君			
企	画	戦	略	課	長	山	田	美	和	子	君
税	務	課	長	永	田		満	君			
市	民	課	長	小	川	一	幸	君			
環	境	課	長	大	滝	誓	生	君			
保	健	医	療	課	長	押	切	和	美	君	
介	護	高	齢	課	長	土	田		孝	君	
福	祉	課	長	太	田	秀	哉	君			
こ	ど	も	課	長	高	橋		朗	君		

農林水産課長	小	川	良	和	君	
地域経済振興課長	富	樫		充	君	
観光課長	山	田	昌	実	君	
建設課長	須	貝	民	雄	君	
都市計画課長	小	野	道	康	君	
上下水道課長	稲	垣	秀	和	君	
会計管理者	大	滝		豊	君	
農業委員会事務局長	高	橋	雄	大	君	
選管・監査事務局長	前	川	龍	也	君	
消防長	瀬	賀		誠	君	
学校教育課長	小	川	智	也	君	
生涯学習課長	平	山	祐	子	君	
荒川支所長	阿	部	正	昭	君	
神林支所長	志	田	淳	一	君	
朝日支所長	五	十	嵐	忠	君	
山北支所長	大	滝	き	く	み	君

○事務局職員出席者

事務局長	内	山	治	夫
事務局次長	鈴	木		涉
書記	河	内	真	人

午前10時00分 開 会

○議長（三田敏秋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、これから令和7年第4回定例会を開会いたします。

本日の会議は、配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしく御協力をお願いします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、9番、小杉武仁君、13番、鈴木一之君を指名いたします。御了承を願います。

日程第2 会期の決定

○議長（三田敏秋君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る11月25日、議会運営委員会を開き、御協議をいただいた結果、今定例会の会期は配付の会期及び日程（案）のとおり、本日から18日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から12月19日までの18日間と決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。諸般の報告について申し上げます。

初めに、大雨などによる災害復旧状況につきまして御報告いたします。令和4年8月3日からの大雨災害による本年11月末現在での復旧工事の状況につきましては、道路・河川等の公共土木施設で94%、上下水道施設では、水道施設並びに下水道施設でそれぞれ100%、農地・農業用施設では100%、林業施設では98.5%となっております。全体といたしましては98.9%の進捗となっており、工事につきましても残すところあと僅かとなっております。

次に、令和6年9月20日からの大雨による本年11月末現在での復旧工事の状況につきましては、道路・河川等の公共土木施設で97.9%、農地・農業用施設では97.2%、林業施設では93.2%となっており、全体といたしましては96.4%の進捗となっております。これにつきましても、残る工事は

僅かとなっております、引き続き着実に取り組んでまいります。

次に、本年、令和7年8月から9月に発生した大雨災害による本年11月末現在での復旧工事の状況につきましては、道路・河川等の公共土木施設で56.2%、農地・農業用施設では51.7%、林業施設では61.6%となっており、下水道施設では浄化センター1か所が被災しましたが、現在、応急復旧を終え、機能は回復しているところではありますが、本復旧については本年度内での完成を見込んでいるところでもあります。全体といたしましては54.5%の進捗となっているところでもあります。なお、この令和7年8月5日から9月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害につきましては、本年11月11日に激甚災害に指定したと内閣府より発表があったところでもあります。引き続き、速やかな復旧に向けて取組を進めてまいります。

次に、財政健全化集中取組期間における取組状況につきまして御報告いたします。本市は、令和6年度から令和8年度までの3年間で財政健全化集中取組期間と位置づけ、多方面からの歳入歳出の見直しによる収支バランスの均衡に取り組んでいるところでもあります。令和7年度においては、これまで取り組んでまいりました事業レビューの20項目に新たに6項目を加え、26の事業レビューを選定し、取組を進めているところでもあります。取組状況につきましては、公の施設の開館日、開館時間、使用料及び減免基準等の見直しでは、9月以降説明会等を複数回実施し、今定例会に関連する条例の一部改正条例を御提案をいたしており、今般の見直しによる財政効果額としては年間約9,000万円を見込んでいるところでもあります。本年度取組を開始した下水道マンホール蓋の広告掲載については、既に1件のお申込みをいただいたところでもありますし、提案型のネーミングライツ事業につきましても、ごみ処理場への導入についての御提案をいただいております。行政の任務を終えた財産・物品については、官公庁オークションを活用し、自主財源の確保に努めているところではありますが、売却を予定した物品、オークション価格を111万円と設定した物品については、予定した価格を大きく上回る267万円で売却することができたところがありました。また、庁舎の空きスペースの活用による自主財源の確保については、年が明けて令和8年2月から荒川支所の2階スペースの一部を第四北越銀行荒川支店に御利用いただくこととして準備を進めているところでもあります。引き続き、業務効率を高める取組や省力化、経費の縮減などを目指しつつ、市民への影響などを考慮し、効果と影響のバランスを保ちながら、時代に即した取組となるよう、財政健全化の取組を進めてまいります。

次に、村上市統合保育園整備運営に関する協定を解除したことにつきまして御報告をいたします。昨年、令和6年12月23日に村上市統合保育園の整備運営事業者として公募により選定された社会福祉法人わかば福祉会と村上市統合保育園整備運営に関する協定を締結し、これまで保育園の建設に向けて準備を進めてきたところではありますが、事業者側から、急激な物価上昇や建築費の高騰により予定した保育園の建設が難しいとの理由により、協定解約の申出があったところでもあります。本市といたしましては、事業者選定後の物価高騰、建築費高騰などの影響の実態について、現下の社

会経済情勢を調査した上で、事業を継続することはできないか事業者との協議を行ってきたところではありますが、物価高騰、建築費高騰に対する財政的な配慮があったとしても事業を継続することは難しいという判断に変わりがなかったことから、令和7年10月30日付で協定を解除いたしましたところでもあります。改めて事業候補者の選定及び選定後の事業進捗管理を行う専門機関を設置し、候補者の選定等を進めていくことといたしておりますので、今定例会にこれに伴う条例を御提案をいたしているところでもあります。なお、保護者などへの説明会につきましては直ちに開催することとし、準備をいたしているところでもあります。

次に、道の駅朝日のリニューアル事業に伴う管理運営候補者を選定したことにつきまして御報告いたします。本年、令和7年11月5日に、道の駅朝日のリニューアルに際し、管理運営候補者選定公募型プロポーザル審査会を実施し、応募した3者の中から、あさひミライ共創パートナーズを管理運営候補者として選定をいたしましたところでもあります。あさひミライ共創パートナーズは、株式会社テレビ新潟放送網、株式会社ヴァーテックス、株式会社TeNYサービスの3社で構成されており、株式会社テレビ新潟放送網が代表団体となっております。今後、本市が持つ様々な魅力の発信や道の駅朝日が担う新潟県と東北エリアとのゲートウエー機能について、メディアとしての情報発信力や企画力、様々な事業主体とのハブ機能など、得意な事業分野を生かしながら新たな道の駅朝日の事業展開をしていただくことを期待しているところでもあります。

次に、村上歴史文化館で開催をいたしております特別展「小和田恆氏ゆかりの品々」について御報告をいたします。皇后陛下、雅子様のお父様であり、外務事務次官や国際司法裁判所長を歴任された小和田恆様から、本年、令和7年1月20日付で寄贈いただいた貴重な品々を、特別展「小和田恆氏ゆかりの品々」と題し、村上歴史文化館において11月8日から翌年2月23日までの期間、一般公開をいたしております。小和田家の祖先は村上藩の藩士であり、小和田様の本籍も本市にあるなど、本市と小和田様は大変深い御縁があることは皆様御承知のとおりであります。そうした中で、小和田様が御自身のこれまでのキャリアで御使用され、ゆかりのあった品々について、本市への御寄附を希望され、このたびその品々の整理が整ったことから一般公開させていただくこととしたものであります。ぜひとも多くの市民の皆様にも小和田恆様の世界で御活躍された際の貴重な品々や小和田家に伝わる歴史的な品々について御覧いただきたいと考えているところでもあります。

次に、村上祭の屋台行事をユネスコの無形文化遺産に登録することが適当との勧告がなされたことにつきまして御報告をいたします。本市の村上祭の屋台行事が既にユネスコ無形文化遺産に登録されている山・鉾・屋台行事に追加するよう拡張提案されていることについて、本年、令和7年11月11日、無形文化遺産保護条約政府間委員会の評価機関より記載登録の勧告がなされ、ユネスコ無形文化遺産公式サイトで発表があったと文化庁より連絡がありました。村上祭の屋台行事がユネスコ無形文化遺産に登録されることは、関係者はもちろん、本市にとりましても大変な榮譽であります。我が国においては、ユネスコ無形文化遺産として登録されているものは、能楽や歌舞伎、和食など

23の芸能や文化が登録されているわけでありますが、新潟県といたしましては、小千谷市、南魚沼市周辺を産地とする小千谷縮・越後上布や柏崎市の綾子舞、魚沼市の大の阪が登録されており、昨年12月には日本の伝統的酒造りがユネスコ無形文化遺産として登録され、酒蔵数日本一を誇る我が新潟県といたしましても大いに関わりを深めているところでありまして、これに続く本県のユネスコ無形文化遺産への登録となります。今後、インドのニューデリーにおいて12月9日から11日の日程で開催されるユネスコの政府間委員会においてユネスコ無形文化遺産への登録に関する最終決定がなされる予定とお聞きをいたしているところであり、決定の瞬間を市民並びに関係者の皆様と見届けてまいりたいと考えているところでありまして、改めて先人から受け継いできた伝統の重さを強く感じるとともに、ユネスコ無形文化遺産の登録を、本市の魅力の発信はもちろん、観光や活性化にも生かしてまいりたいと考えているところでありまして。

次に、令和7年第3回定例会で御報告申し上げた以後の各報告事項につきましては配付資料のとおりとなっております。火災の発生状況につきましては、建物ほか合計4件の発生となっております。

寄附の申出につきましては配付資料のとおりであり、多くの方から善意が寄せられております。ふるさと村上応援寄附金につきましては、令和7年8月から令和7年10月までの間に1万772件、2億4,295万6,000円の申込みをお受けすることができました。深く感謝を申し上げますとともに、有効に活用をさせていただきます。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。議員皆様におかれましても自席で起立の上、質問するよう願います。

それでは、御質疑ございませんか。

6番、菅井晋一君。

○6番（菅井晋一君） おはようございます。1つ伺います。

今年の災害復旧の件ですが、三面農排の処理場の浸水、これは災害という取扱いなのですけども、災害なのでしょうか。単に停電したのに、その事後処理といいますか、管理を怠った管理ミスであって、災害という取扱いについてどのようなお考えを持っていますでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 議員御指摘のとおり、確かに人為的なミスが重なったという状況がありますので、事象としては施設がダメージを受けていますから、これは復旧をしなければならない。ただ、それについては、管理運営をする受託者の責任部分、また市の責任部分、いろいろありますので、今調査をしておりますけれども、取りあえず復旧をまず、今応急復旧を終えておりますけれども、災害復旧を優先させるということでありまして。御指摘のとおり、ここにつきましては100%災害の影響によるものだという認識には立っておりませんが、今後それを調査をした上で明らかに

していきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 菅井晋一君。

○6番（菅井晋一君） こういう管理委託している施設でこういう事故、事件があった場合は、すぐ委託をしている業者から事故報告があると思いますけれども、そこで事業者はどういう報告になっていたのか教えてください。

○議長（三田敏秋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（稲垣秀和君） 維持管理をしております業者さんのほうから報告書のほうが上がってきております。その当時の経緯でございますけれども、簡単に申しますと、5時20分に朝日地区で広域に一時的な停電が、各所で停電が起こっていた。その中で、緊急通報装置がございますけれども、そちらのほうから朝日地区の広域において停電が発生している旨の連絡を受け、まずは近くの処理場のほうから現場のほうを確認していたというところではございますけれども、今回の三面地区の浄化センターにつきましては、特に通報装置の内容のほうに停電がなされていたというような旨の報告がなかったということで、現場のほうの確認はしなかったというような報告が上がってきております。

○議長（三田敏秋君） 菅井晋一君。

○6番（菅井晋一君） 何か意味がちょっとよく分からないのですが、通報が入らなかったと、だから行かなかったと、そういうことでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（稲垣秀和君） そのとおりでございます。

○議長（三田敏秋君） 16番、姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 今のところなのですが、通報が入らなかったとおっしゃいましたけれども、通報が入らなかったというのは、通報装置が壊れていたのか、何かそこら辺に要因、入らなかったという部分に対しての状況をちょっと教えてもらいたいのですが。

○議長（三田敏秋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（稲垣秀和君） 緊急通報装置につきましては、また別の業者さんが委託を受けて行っているものなのですが、そちらの緊急通報装置、電話での、口頭でのやり取りになっているのですが、その中には処理場の名称がなかったというところなのですが、その当時、朝日地区広域で停電が発生しているというところまでは内容に入っているのですが、三面地区の浄化センターという名称がなかったというところで、特に通報装置が壊れていたということではございません。

○議長（三田敏秋君） 16番、姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） ということは、通報が入らなかったというのは、電話等の口頭で担当の職員、あるいは維持管理委託されている業者、これが把握しなかったということですか。いわゆる知らな

かったということになるのですか。

○議長（三田敏秋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（稲垣秀和君） 先ほど来お話ししているのですけれども、緊急通報システム、電話での、音声でのお知らせということで、その当時、その通報システムを運営している維持管理業者からの聞き取りですと、その当時、朝日地区広域で停電が発生したというような旨の連絡をしているというところで、その通報している業者さんからの話を聞きますと、広域的な部分で停電が発生しているという旨の内容を伝えたというような話になっておりますし、また受け取った維持管理業者のほうにしてみれば、特定の名称がなかったというようなお話になっているというところで、このところで、こちらのほうでも、言った言わないということもありますので、今詳細にまた詰めているところでございます。

○議長（三田敏秋君） 16番、姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） では、三面の浄化センターになると思うのですけれども、三面の浄化センターという場所から維持管理業者あるいは担当の職員、いわゆる支所とか、そういったところに電気が切れました、停電になっていますという報告は一切来ないということですよね。朝日地区の三面地区広域の範囲で停電になりましたというのはどこから来るのか分かりませんが、浄化センター個々に電源が切れたとか、どうなっているという緊急速報は来ない装置になっているのだというこの理解でよろしいですか。

○議長（三田敏秋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（稲垣秀和君） 監視システムにつきましては、今ほどお話ししたように電話での異常のやり取りと、そのほかにもクラウド化されたシステムになっておりますので、そのシステムのほうに見に行けば、確認しに行けば異常が発生したかどうかというのは確認できる状況にはなっております。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 御質問の回数もあるのですが、これ本当に菅井議員、姫路議員御指摘のとおり、全くもって広域的に停電になっているのだから、見に行けばいいのです、どうなっているか。そして、聞くと、電源を上げれば何のことはなかったということなので、これはまさに思い込み、大丈夫だろうという、その慢心が及ぼした影響だというふうに思っております、非常にこれは、それぞれ守備範囲があるわけでありますから、非常に厳しいというふうに私は認識をしております。ですから、これについては徹底的に検証しろという指示をさせていただきました。その上で、今、最近も停電続いているわけでありますけれども、そうしたときに公共施設でインフラに関わる部分については大丈夫かどうか見に行くと、確実に確認をなさいということを示唆をさせていただいております。御指摘のとおり、しっかり真摯に受け止めて対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

日程第4 請願第10号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める請願

○議長（三田敏秋君） 日程第4、請願第10号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める請願を議題といたします。

紹介議員から補足説明を求められておりますので、発言を許します。

3番、野村美佐子さん。

〔3番 野村美佐子君登壇〕

○3番（野村美佐子君） 日本共産党の野村美佐子です。請願第10号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める請願の紹介議員として若干の補足説明をさせていただきたいと思っております。

異常な物価高が長引いて、市民の多くが苦しい生活を強いられています。特に老齢基礎年金だけの高齢者は、削るところがないほど厳しくなっています。議員の皆様も市民の方々から、特に高齢者の方々からの声をたくさん聞かれています。年金額は、前年度の年金額に物価または賃金の変動率を乗じ、掛けて、さらにマクロ経済スライドの調整率を掛けて計算します。この4月に年金額改定がありました。ほんの少し増額になりましたが、物価が2.7%の上昇に対し、1.9%の改定で、物価高に追いつかない改定でした。2013年から物価上昇が続いていますが、13年間で何と物価は14%も上がりましたが、年金額は5.4%しか上がっていません。マクロ経済スライドが年金額を引き下げる仕組みになっています。

今、年金だけでは暮らせないと、65歳以上で仕事をする人が年々増え、910万人と過去最高になりました。働く理由の50%が経済上の理由ですとなっています。働けない高齢者はやむなく生活保護に頼らざるを得ず、現在、生活保護世帯の55.1%、90万5,000世帯が高齢者で、さらに増え続けていると報じられています。2057年まで2割も年金の減額が続くと言われ、若い世代からも公的年金制度に対する不安や不信の声が出てきています。

国民年金法第4条に「この法律による年金の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない」と定められています。異常な物価高は、まさにこの著しく変動が生じた場合に当たると思います。暮らせる年金制度を求めることは、高齢者の暮らしを守るだけでなく、若い世代にとっても安心できる制度になります。国の責任で物価上昇に見合う年金引き上げを行うよう、議員の皆さんに賛同していただき、国に意見書を上げていただけるようお願いして、私の補足説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております請願第10号については、会議規則の規定によって、請願文書表のとおり市民厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第5 請願第11号 公的施設の使用料の社会教育団体に対する減免基準の見直しを
求める請願

○議長（三田敏秋君） 日程第5、請願第11号 公的施設の使用料の社会教育団体に対する減免基準の見直しを求める請願を議題といたします。

紹介議員から補足説明を求められておりますので、発言を許します。

5番、上村正朗君。

〔5番 上村正朗君登壇〕

○5番（上村正朗君） おはようございます。新緑会の上村正朗でございます。請願第11号 公的施設の使用料の社会教育団体に対する減免基準の見直しを求める請願につきましては、新日本婦人の会、桑名紀子様より、社会教育団体の公的施設利用料の減免基準見直し率を50%でなく緩和の方向で検討してくださいとの請願が出されています。請願の要旨は請願書のとおりでございますが、紹介議員として若干補足説明をさせていただきます。

今回の公的施設の使用料減免基準の見直し案では、当初、従来公的施設を使用料100%減免で利用できていた社会教育団体が減額率50%となり、会員が納める会費の値上げや、団体の活動・練習・打合せの回数を減らすなどの対応を余儀なくされることから、年金生活者の会員が多い各団体からは、このままでは従来のような活動ができなくなるとの声が上がっていました。様々な分野に楽しみとやりがいを持って取り組むことができるまちづくりなどを目指す村上市第3次総合計画の理念実現のためにも、社会教育活動のますますの振興が求められていると考えます。

先日、令和8年7月1日から令和10年3月31日まで減免率を60%とする経過措置も示されましたが、この経過措置も含めて、いま一度、社会教育団体をはじめ、社会体育団体や市民の皆様説明を行った上で、皆様方の意見をもう一度しっかり聞いていただき、検討を進めていただくようお願いしたいと思います。

以上、本請願の趣旨を御理解いただき、全議員の皆様方から御賛同賜りますことをお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております請願第11号については、会議規則の規定によって、請願文書表の

とおり総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第6 請願第12号 免税軽油制度の継続を求める請願書

○議長（三田敏秋君） 日程第6、請願第12号 免税軽油制度の継続を求める請願書を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第12号については、会議規則の規定によって、請願文書表のとおり経済建設常任委員会に付託をいたします。

日程第7 報第27号 専決処分の報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第7、報第27号 専決処分の報告についてを議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○議長（三田敏秋君） ただいま上程をいただきました報第27号につきまして、御報告を申し上げます。

報第27号は、50万円以下の損害賠償であり、議会の委任事項のため、専決処分をいたしましたものであります。本件は、本年、令和7年4月2日に相手方車両が仲間町地内の市が管理する公衆用道路を走行していたところ、道路上の舗装剥離によって生じた段差にタイヤホイールが接触し、損傷したものであります。本件事故は、市の道路管理上の瑕疵により発生したものであります。相手方にも安全注意義務があったことから、その過失割合を双方50%とし、相手方車両の修繕費の責任額として2万9,150円を賠償することで相手方との示談が成立したことから、このたび御報告するものであります。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第8 議第110号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第111号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第112号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第113号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第114号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第115号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第116号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第117号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議第110号から議第117号までの8議案は、いずれも人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第110号から議第117号までの8議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

議第110号から議第117号までの8議案につきましては、いずれも人権擁護委員の推薦につきまして議会の御意見を求めるものであります。

本市区域に法務大臣より委嘱されております人権擁護委員で令和8年3月31日をもって任期満了となる委員のうち、議第110号では佐野一彦氏を、議第111号では佐藤八重子氏を、議第112号では加藤直子氏を、議第113号では神田秀孝氏を、議第114号では相馬由紀子氏を、議第115号では加藤正志氏を、議第116号では菅原千鶴子氏をそれぞれ適任と考え、引き続き推薦するものであります。議第117号では、令和8年3月31日までの任期をもって退任の申出のあった和田壽久氏の後任として富樫鍊太郎氏を適任と考え、推薦するものであります。

委員の略歴につきましてはお示しのとおりであり、任期につきましてはいずれも3年間となっております。

以上、よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

本件は人事案件ですので、委員会付託を省略し、討論を用いないで直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、討論を用いないで順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第110号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第110号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。
次に、議第111号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第111号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。
次に、議第112号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第112号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。
次に、議第113号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第113号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。
次に、議第114号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第114号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。
次に、議第115号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第115号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。
次に、議第116号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第116号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。
最後に、議第117号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第117号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第9 議第118号 専決処分の承認を求めることについて

議第119号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議第118号及び議第119号の2議案は、いずれも専決処分の承認を求めることについてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第118号及び議第119号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

議第118号及び議第119号は、いずれも地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定に基づき議会の御承認を求めるものであります。

初めに、議第118号は、令和7年度村上市一般会計補正予算（第10号）についてであります。補正予算の内容といたしましては、新型コロナウイルス予防接種において健康被害の認定を受けたことから、給付金支給のための経費を追加したものであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,450万円を追加し、予算の規模を428億6,310万円といたしました。

歳入におきましては、第15款国庫支出金で新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金4,446万9,000円を、第20款繰越金で前年度繰越金3万1,000円をそれぞれ追加をいたしました。

歳出におきましては、第4款衛生費で新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金として予防業務経費に4,446万9,000円を、第14款予備費で3万1,000円をそれぞれ追加をいたしました。

次に、議第119号は、令和7年度村上市下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。補正予算の内容といたしましては、三面地区農業集落排水処理施設、三面地区浄化センターにつきまして、本年、令和7年9月18日に発生をいたしました落雷が原因と思われる停電により内部浸水したことで故障した機械電気設備について、復旧に係る経費を計上したものであります。

資本的収入及び支出におきまして、収入では、企業債において2,750万円を追加し、総額を36億3,590万7,000円とし、支出では、建設改良費において2,750万円を追加し、総額を49億8,531万8,000円といたしましたものであります。

なお、収支不足額13億4,941万1,000円は、損益勘定留保資金などの内部留保資金で補填するものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

5番、上村正朗君。

○5番（上村正朗君） 第118号のほうで教えてください。

被害者給付金の支給ですけれども、累積で何人になりましたでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（押切和美君） 累積で8名となります。

○議長（三田敏秋君） 6番、菅井晋一君。

○6番（菅井晋一君） 119号の専決処分の関係ですが、先ほどの話に続いて悪いのですけれども、今の市長の説明では落雷によって浸水したという説明だったのですけれども、そういうことではないのですか。落雷によって停電が起きたのは確かですけれども、それを復旧しなかったことが原因で浸水したのではないのですか。説明がちょっと違うのではないのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 原因が、まず第1要因としては落雷がありました。その後の対応、先ほど申し上げましたとおり、メンテナンス事業者、また職員を含めて全ての分野でやはり事務を怠ったということでありますから、その復旧行為を行わなかったということでありますので、説明としては今ほど提案理由で申し上げましたとおりでありますけれども、内容は先ほど申し上げたとおり、これは幾つかの要因が重なっておりますので、今徹底的にそれを検証しているというところであります。

○議長（三田敏秋君） 菅井晋一君。

○6番（菅井晋一君） 分かりました。原因というか、究明に非常に時間がかかっているのですけれども、次の日にすぐ分かるのではないのですか。はっきりしていると思います、こんなの。何でそんなに時間がかかっているのか教えてください。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 全ての事象についてそれぞれ検証しておりますので、これ時間かかる、かからないというのが、どれがすぐできるのか、できないのかということになるわけだと思いますけれども、今市のほうでも徹底的にこれについては、その内容について、経過を含めて検証しているということであります。また、事業者の聞き取りについても今その準備を進めておりますので、これについてはやはりいろんなところに原因があるので、まずは施設を復旧することを最優先にさせていただきましたけれども、ここに至った経緯を明らかにして、以後こういうふうなことがないように徹底的にしていこうということで今取組を進めているところでありますので、そのことについては御了解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 菅井晋一君。

○6番（菅井晋一君） 分かりました。では、早急に究明していただきたいと思います。よろしくお

願います。

○議長（三田敏秋君） 16番、姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） これの収入というか、財源の中では企業債ってございます。2,750万。企業債で、その区分の中には建設改良費などの財源の企業債というふうに記載されておりますけれども、これはその内容で企業債の内容に合うものなのですか。いわゆる建設改良費などの財源の企業債、これ建設の改良費などの企業債という言葉がというか、内容が私は適当でないと思うのです。どういう企業債なのか、ちょっと教えてもらえますか。

○議長（三田敏秋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（稲垣秀和君） 今回使用します企業債なのですけれども、従前の施設更新などにも使われる、単独費で行う事業についても全額起債が利くような企業債でございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 今先ほど市長のほうで、いわゆる内容等の確認をして、何に責任があったのか、どういう事情だったのかというのを今まだ調査が完了していない、今それを調べている、調査中だと。もしこれ人為的なことというのが100%そうなった場合、これこういうふうに企業債で使ったところに対してみれば、これは適当ではないと判断されますけれども、いわゆるそんなものを企業債で直す問題ではないということになるかと思っておりますけれども、それでもいいのですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 先ほど来申し上げておりますとおり、今過程でありますので、当面直す作業が必要でありますから、ここには、通常一般会計でいうところの一般単独債だというふうに思っておりますけれども、それを充当して、まず直す。その上で、どこに責任の所在があったのかどうかということを検証した上で、それが明らかになって、確かに第三者にそういう瑕疵があって、そのところに損害賠償が発生するということになれば、当然かかった経費についての組替えはもちろんでありますけれども、企業債の修正、これらも当然発生することというふうに私は承知をしております。すみません、全部それを調べた上で今申し上げておりませんので、少しそごがあるかもしれませんが、一般的にはそういう形で、新たな事象でこれがそういう責任がここにあるのであれば、そこがしっかりと責任を果たすということだろうというふうに思っております。それに応じて予算がつくられていくということだと思っております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 確認ですけれども、朝日地区の農業集落排水、いわゆる浄化槽ですね、センターというのは4か所ございますが、この朝日地区の4か所の浄化センターの維持管理、これは事業者が3年間で8,000万円を村上市はお支払いし、維持管理等の委任をしているということでございますけれども、これでよろしいですか。

○議長（三田敏秋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（稲垣秀和君） 今議員が説明した内容で相違ございません。

○議長（三田敏秋君） 5番、上村正朗君。

○5番（上村正朗君） 1点だけ、今の119号の関係なのですが、私も集落排水施設の維持管理等、非常に詳しくないものですから、先ほど課長とのやり取り聞いていても登場人物が何人も出てくるものですから、その辺市長のほうからも事実経過、責任の所在も含めて今調査中だということなのですが、できればこの議会の期間中に、責任の所在となるとやっぱり法的な問題もあるから、そう簡単に出ないのかもしれませんが、この議会の期間中にできれば文書で出せるところまで事実関係とかも含めてちょっと出していただかないと、私も市民の方から聞かれた場合に事実関係そのものがちょっとよく分からないものですから、その辺できればこの議会の期間中に可能なところで示していただければなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 相手あることでありますので、その辺のところは公開できる範囲をちょっと調査をさせていただいた上で、議会のほうにこういう経緯で、こういう顛末でしたということを御理解いただけるような資料については提供させていただきたいと思っております。

○5番（上村正朗君） よろしくお願ひします。

○議長（三田敏秋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第118号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第118号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第118号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第119号について討論を行います。討論はございませんか。

16番、姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 賛成の討論を行います。

内容的には少し反対じみたところもございますが、聞いていただいて御理解願ひしたいと思います。この案件については、今ほども質疑ございましたが、全員協議会で上下水道課から説明があっ

たものです。この修繕費は、農業集落排水事業の朝日地区の4か所ある浄化センターのうち、三面地区浄化センターで発生したものでございます。当初この事故は雷などのいわゆる天災であると思われましたが、状況を確認すると、担当職員、そして維持管理委託事業者などの停電時の対応が遅れたがゆえに発生した事故であることが判明しました。つまり人為的なミスで起きた事故であるため、雷保険などの保険対象にはならず、修繕費用は単独で準備して直すことになりました。そこで、市は起債である借入れを起こして対応しております。この案件は、下水道に係る事故のため、市民生活を一刻も早く正常に戻すための措置であることは十分に承知しておりますので、今回の措置に対しては議案に反対するものではございませんが、この事故に関わる修繕費2,750万円は税金で賄うものではございません。村上市は、当時の状況をしっかりと調査し、責任の所在をはっきりとさせた上で損害賠償の在り方を決定していただきたく思っております。ちなみに、浄化センターの維持管理は、朝日地区4か所、3年契約で8,000万円の費用をかけて外部に委託しております。その事業者とも協議をして損害の負担を行っていただきたい。決して市民の血税である税金で賄うことのないように進めていただきたいと思っております。

市長をはじめ三役、担当職員は責任の重要性をしっかりと感じていただき、まずは市民に事故を起こしてしまったことへの謝罪、そして責任を持って自らの懲戒処分を決めて今後の対応を行うべきであると考えております。今回の事故の調査を早急に行い、対応が決まりましたら速やかに議会へ報告をお願いしたいと思います。いろいろな意味で、もう施設のいろいろな料金改正とか行って積み重ねていって、何とか9,000万円出そうとしております。ほかの議案ですけれども。そうやってやっているのに、これが人的なミスで27万5,000円なら分かります。2,750万です。しっかり私は議員各位がやっぱりそこは思ってもらいたい、こういうふうに思っております。今は市民生活を正常に戻すということが最優先されますので、今議案に反対するものではございませんが、ぜひ議員各位がしっかりと感じていただきたいと、こういうふうに思っております。賛成討論といたします。ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第119号を採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第119号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

11時10分まで休憩といたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

- 日程第10 議第120号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更について
議第121号 村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定について
議第122号 村上市情報通信施設条例の一部を改正する条例制定について
議第123号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第124号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第125号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第126号 村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第127号 村上市特別会計条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議第120号から議第127号までの8議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第120号から議第127号までの8議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議第120号は、新潟県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。本市におきましては、これまで組合規約に規定する採用試験に関する共同処理により採用試験を実施してきたところでありますが、試験方法の多様化や個別化などの変化に合わせ柔軟な試験実施をすることとしたため、令和8年3月31日をもって当該共同処理事務から脱退することとしたものであります。また、南魚沼市におきましても本市と同様に当該共同処理事務から脱退することとして、組合規約の変更を行うものであります。

次に、議第121号は、村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、高度化・複雑化する自治体業務や市民ニーズの変化に対応するとともに、高効率かつ柔軟にス

ピード感を持って対応可能とする体制とするため、組織の見直しを行うものであります。主な改正点につきましては、本市の移住・定住、少子化対策などに関する取組を強化し、市内各地域の活性化や課題解決と併せて効果的な施策を展開していくため、むらかみ暮らし推進課を新たに設置するとともに、農業のICT化や気候変動、鳥獣被害などへの対応と脱炭素社会における市産材の積極活用や新たな水産資源開発など、本市の基幹産業である農林水産分野に専門的かつ重点的に対応していくため、農林水産課の農業部門と林業・水産業部門を分割し、農業政策推進課並びに林業水産創造課の2課体制にしようとするものであります。また、企画戦略課のデジタル化推進室の業務を総務課情報管理室に統合し、本市の情報システム開発などと市民の暮らしを含めたデジタル化について、より一層シームレスな施策を推進していく体制とするほか、財政課の事務分掌に市有建築物の営繕に関する事務を加え、専門的観点から公共施設の計画・新築・増築・維持修繕など公共施設のライフサイクル全般にわたる機能を強化する体制にしようとするものであります。

次に、議第122号は、村上市情報通信施設条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、村上市情報通信施設条例第4条に規定された放送サービスのうち、自主放送番組「あさひちゃんねる」の放送につきまして、令和7年度末で終了することに伴い、条例に所要の改正を行うものであります。

次に、議第123号は、村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案につきましては、本年、令和7年8月7日に人事院勧告及び10月10日の新潟県人事委員会勧告において、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため引き上げる必要があるとの勧告がなされたことを踏まえ、市議会議員の期末手当の支給月数につきまして引上げを行うものであります。改正の内容につきましては、改正後の支給月数を現行の年間支給月数から0.05月引き上げ、令和7年12月期の期末手当については現行の1.725月から1.775月に、令和8年度以降につきましては、6月期及び12月期の支給月数をそれぞれ1.75月にするものであります。

次に、議第124号は、村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案につきましては、ただいま御提案をいたしました議第123号と同様の理由により、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を引き上げるものであります。改正後の支給月数は、現行の年間支給月数から0.05月引き上げ、令和7年12月期の期末手当については現行の1.725月から1.775月に、令和8年度以降については、6月期及び12月期の支給月数をそれぞれ1.75月にするものであります。

次に、議第125号は、村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案につきましても同様に、このたびの人事院勧告並びに新潟県人事委員会の勧告に基づき、職員の給与を改定するものであります。改正の内容につきましては、給料では、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、全年齢層の給料月額の上上げ改定を行うもので、平均改定率は、行政職給料表を適用する職員でプラス2.9%であります。また、勤勉手当、期末手当につきましては現行の

年間支給月数からそれぞれ0.025月引き上げ、令和7年12月期については期末手当を現行の1.25月から1.275月に、勤勉手当を現行の1.05月から1.075月に、令和8年度以降については、6月期及び12月期の支給月数について、期末手当を1.2625月に、勤勉手当を1.0625月にそれぞれ改定するものであります。定年前再任用短時間勤務職員等の期末勤勉手当につきましても、現行の年間支給月数からそれぞれ0.025月引き上げ、令和7年12月期については、期末手当を現行の0.6875月から0.7125月に、勤勉手当を現行の0.5125月から0.5375月に、令和8年度以降については、6月期及び12月期の支給月数について、期末手当を0.7月に、勤勉手当を0.525月にそれぞれ改定しようとするものであります。そのほか、職員手当につきましても、自動車等使用者に対する通勤手当で、片道8キロメートル以上の距離区分に応じ、100円から3,500円の間での引き上げを行うものであります。

次に、議第126号は、村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案につきましては、このたびの人事院勧告並びに新潟県人事委員会の勧告に基づき実施する職員の給与改定に準じ、会計年度任用職員の給与を改定するものであります。改正の内容につきましては、行政職給料表の改定に準じ、年給料月額を引き上げるとともに、期末勤勉手当につきましても支給月数を引き上げるものであります。改正後の期末勤勉手当支給月数は、現行の年間支給月数からそれぞれ0.025月引き上げ、令和7年12月期については、期末手当を現行の0.6875月から0.7125月に、勤勉手当を現行の0.5125月から0.5375月に、令和8年度以降については、6月及び12月期の支給月数について、期末手当を0.7月に、勤勉手当を0.525月にそれぞれ改定するものであります。

最後に、議第127号は、村上市特別会計条例の一部を改正する条例制定についてであります。本市特別会計のうち村上市情報通信事業特別会計について、告知端末機による通信サービスの終了に伴い事業規模が縮小する情報通信事業について、令和8年度から一般会計へ移行することとし、廃止するものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

16番、姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 御苦労さまです。では、議第121号の組織のことなのですが、これは組織というのは市長の専権事項でいろいろとやっつけていかればいいのかとは思いますが、名前の件なのですが、農業政策推進課、そしてまた林業水産創造課、むらかみ暮らし推進課と、こういうふうにならなくてありますけれども、これ農業課とか、簡単に林業水産課とか、あるいはむらかみ暮らし推進課を暮らし推進課とか、簡単に言えば、まさか村上に来て新発田暮らし推進課なんていう人はいないと思うので、何かもう少し簡潔な名前のつけ方というのはあったのではないかなと思いますけれども、これどんなふうな経緯でこうやって決めたのかをちょっと聞かせてもらいたいのですが。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 行政組織でありますので、対外的にぼおんと見ていただいて、ああ、ここでこういうことをやっているのだな、こういうモチベーションでやっているのだなということはある意味強くアピールをしたり、まずそこに配属をされて従事する職員が誇りを持ってそのことに向き合えるようにということで、少し丁寧な記載にさせていただいたということで、これは行政組織の見直しの過程においてそれぞれ検証をさせていただいて、最終的にこの形で提案をさせていただいているという経緯であります。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 分かりました。市民目線でいくと、非常に分かりやすいのがこども課です。子供のこととか、そういったことはこども課に聞けば分かるのだろうなって。やっぱり市民目線で考えると、あんまり長くなるとどうなのかなと思いましたので、これは市長がいろいろ考えてやっていることなので、こう変えてくれなんていうことは言いませんけれども、参考までに今後何かの組織変更があったときには、名称についてはもう少しよく市民目線も取り入れて考えてもらいたいなど、こういうふうに思いましたが。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 御指摘しっかり受け止めさせていただきたいと思います。市民の皆さんにとって分かりやすいというのは非常に大切ですから、そのところはしっかりと視野に入れながら今後も進めてまいりたいというふうに思っております。

○16番（姫路 敏君） 以上です。

○議長（三田敏秋君） 5番、上村正朗君。

○5番（上村正朗君） 私も議第121号 村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定についてなのですが、私、むらかみ暮らし推進課についてちょっとお聞きしたいのですけれども、今の条例で（1）から（4）まで業務分担載っていますけれども、今の条例上は（4）、市民との協働の推進に係る云々が載っていて、（1）から（3）は新たに加わって、しかもむらかみ暮らし推進課というをつくるということなのですが、どうも今市民課の自治振興室でやっているものと同じ内容と言ったらなんですかけれども、分野としては同じなのかなという気がしないでもないので、むらかみ暮らし推進課の現時点での例えば来年度からこのぐらいの人数でやるという計画があるのであればその話とか、もうちょっと具体的にどういったことをやるのかということの説明して、現時点で分かる範囲でちょっと教えていただければと思います。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（長谷部俊一君） 今ほどのむらかみ暮らし推進課、議員御指摘のように現在の市民課自治振興室で担っている業務、項目に直しますとほぼ同じというような形になっております。その中でも名称に込めました思いとしましては、やはり移住・定住ですとか人口減少対策、これは村上に住んでよかった、それから村上に住んでみたいというような気持ちを起こしていただきたいという

ことも踏まえまして名称のほうは設定をさせていただいております。また、来年度の人員体制でございますが、現在、自治振興室、これはまち協担当も含めておりますが、少なくともその人数は維持したいと、それ以上を維持したいということと、あとはやはり業務としては、さらに移住・定住を、そこを様々な施策を展開しながら、課として、今までは市民課の室ということでしたけれども、単独の課長を据えて本格的に実施していくということを踏まえて検討しております。最終的な人員については、最終的な人員配置のことがございますので、今のところはっきり人数までは決めていないというようなところでございます。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○5番（上村正朗君） それで、現在、自治振興室、いろんなことで話を聞いたり、横から見ている非常に感想ということになるのですが、自治振興室から同じ業務分担であったとしても室から課に格上げするというのは、やっぱり課制にするというのは、市が本当に力を入れていくというメッセージを出すためにも非常にいいことだなと思うのですけれども、今の特に人員の体制や予算の中だとやっぱり非常に厳しいなと。横から見ると、いろんな兼務をしていたり、予算的にも移住及び定住に関する事で移住の相談会に行く旅費も何かままならないような状況が横から見ているとどうもうかがえますので、せっかく課に格上げして、ここで一生懸命市の課題を解決に向けてやっていくということであれば、やっぱり課長から、少なくとも今の体制ということでおっしゃいましたけれども、もうちょっと人員的にも予算的にもやっぱり必要なことをしっかり盛っていただくべきではないかなと思うのですけれども、その辺、市長、いかがでございませうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 自治振興室の担っている業務、現在17のまちづくり協議会がありまして、合併後、それぞれ地域コミュニティがしっかりと機能を果たすように、行政機能も含めてやるように自立をしていただきたいということでスタートをした事業であります。税金の約1%を投入しているという形でありますけれども、これも合併後17年、18年経過しますけれども、独り立ちしていただけるまち協もあれば、なかなかまだそうっていないところもあります。その中でいろんな課題をクリアして、いろんな形で変化していくというふうな中で私も見てきたわけでありまして、それを含めて、今行政ニーズとして求められている移住・定住策、それと人口減少対策、これが市民課の業務としてなかなか幅広になってきているので、これは当然無理あるだろうという問題意識を持っておりまして、ここは今後持続する行政運営を確実なものにしていくためにはしっかりとそこに向き合わなければならないということで、今回こういう形にしたと。行政組織を変えるとすることは、これは大きな決断であります。当然、人員配置はもちろんでありますけれども、予算もそうであります。比較的それぞれが横広に連携をしながらやってきている事業で、いろいろと成果が出ているものもたくさんあります。これを成功事例はしっかりと伸ばしてやる、足りないところはしっかりとその足りない部分を検証して、それを効果的なものに変えていく、こういうために

課としてそこに積極的に取り組む体制をつくりたい、これがまず組織であります。当然その担うべきところは、我々村上市がしっかりと将来に向かって持続させていくためには重要な課題でありますので、当然それについては重点的な予算配分、これは当然あるのだろうというふうには私承知をしております。今後、組織の編成、これらの人員配置体制、さらには現在、令和8年度の当初予算編成スタートさせておりますので、その中でしっかりと顕在化していきたいというふうにいるところであります。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○5番（上村正朗君） しつこいようであれなのですけれども、もう一回質問しますけれども、課に格上げすること、これは非常に私も大事なことだと思います。ただ、やっぱり今の自治振興室の人数、予算がそのまんま横滑りしたのでは意味がないと思います。先ほども言いましたけれども、なかなか移住の促進の業務にしても移住の相談会に行く旅費も年に1回分しかないというような話も横で聞いていると聞こえてまいります。今、移住の話にしても、直営でやるのではなくて、やっぱりノウハウのある民間の方に委託をして、そこで移住の取組しっかりと進めていくようなこともありますので、ぜひしっかりと予算的にも後押ししていただきたいなと思いますけれども、財政課長、いかがですか。最後になりますが。

○議長（三田敏秋君） 財政課長。

○財政課長（榎本治生君） 今、令和8年度の当初予算編成、要求をいただいて現在チェック中でありますので、その中で今おっしゃられたようなことも鑑みながら編成していきたいと思っております。

○5番（上村正朗君） よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第120号から議第127号までの8議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第11 議第128号 村上市教職員住宅条例の一部を改正する条例制定について
議第129号 村上市立学校使用条例の一部を改正する条例制定について
議第130号 村上市公民館条例の一部を改正する条例制定について
議第131号 村上市総合文化会館条例の一部を改正する条例制定について
議第132号 村上市三の丸記念館条例の一部を改正する条例制定について
議第133号 村上市さんぽく会館条例の一部を改正する条例制定について

議第134号 村上市生涯学習推進センター条例の一部を改正する条例制定
について

議第135号 村上市教育情報センター条例の一部を改正する条例制定につ
いて

議第136号 村上市スケートボード施設条例の一部を改正する条例制定に
ついて

議第137号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議第128号から議第137号までの10議案を一括して議題といたしま
す。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第128号から議第137号までの10議案につ
きまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

議第128号から議第137号までの10議案につきましては、いずれも公の施設の適切な運営と維持管
理を行うため、現在の維持管理費用と受益者負担の適正化を図り、施設の利用形態及びニーズに合
わせた運営とするため、開館日、開館時間の見直し及び減免基準の見直し基本方針に基づき、施設
の利用時間、使用料などについて見直しを行うものであります。

初めに、議第128号は、村上市教職員住宅条例の一部を改正する条例制定についてであります。
改正内容は、山北地域大川谷教員住宅の家賃月額について、単身者用及び世帯用の料金の引上げを
行うものであります。

次に、議第129号は、村上市立学校使用条例の一部を改正する条例制定についてであります。改
正の内容は、これまで施設使用料とは別に定めてきた照明料について、施設使用料に含めて料金の
見直しを行うものであります。

次に、議第130号は、村上市公民館条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内
容は、これまでの午前、午後、夜間の時間帯区分を単位とした使用料から、1時間当たりを単位と
した使用料に改め、施設使用料とは別に定めてきた冷暖房使用料を施設使用料に含めて見直しを行
うものであります。

次に、議第131号は、村上市総合文化会館条例の一部を改正する条例制定についてであります。
改正内容は、これまでの時間帯区分を単位とした使用料から1時間当たりを単位とした使用料に改
め、冷暖房使用料を施設使用料に含めて見直しを行うものであります。

次に、議第132号は、村上市三の丸記念館条例の一部を改正する条例制定についてであります。
主な改正内容は、施設の管理及び利用状況に合わせて冬期間の開館時間を短縮したほか、時間帯区

分を単位とした使用料から1時間当たりを単位とした使用料に改め、暖房使用料を施設使用料に含めて料金の見直しを行うものであります。

次に、議第133号は、村上市さんぽく会館条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、施設の開館時間を見直したほか、時間帯区分を単位とした使用料から1時間当たりを単位とした使用料に改め、冷暖房使用料を施設使用料に含めて料金の見直しを行うものであります。

次に、議第134号は、村上市生涯学習推進センター条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、時間帯区分を単位とした使用料から1時間当たりを単位とする使用料に改め、冷暖房使用料を施設使用料に含めて料金の見直しを行うものであります。

次に、議第135号は、村上市教育情報センター条例の一部を改正する条例制定についてであります。主な改正内容は、時間帯区分を単位とした使用料から1時間当たりを単位とする使用料に料金の見直しを行うほか、コンピューターやインターネットの使用料の廃止を行うものであります。

次に、議第136号は、村上市スケートボード施設条例の一部を改正する条例制定についてであります。主な改正内容は、冷暖房使用料として設備使用料を徴収していたところを、冷暖房使用料を含めた施設使用料として料金の見直しを行うものであります。

最後に、議第137号は、村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定についてであります。主な改正内容は、施設の利用時間及び休館、休場日を変更したほか、会議室等の使用料について、冷暖房使用料を含めた施設使用料として料金の見直しを行うものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

5番、上村正朗君。

○5番（上村正朗君） すみません、議第128号 村上市教職員住宅条例の一部を改正する条例制定について質問させていただきたいと思います。

まず、改正条例の中身についての私の理解、これでいいのかどうなのかちょっとお聞きしたいのですけれども、木造2階建て5戸ある住宅は1万円のところを1万5,000円ですから、年間6万円の増額、平家建てのほうは2戸ありまして、3万円が4万5,000円なので、1年間1万5,000円掛ける12で18万円の負担増。1万円の1万5,000円のほうは、住宅手当が教職員の場合、上限2万7,000円ついていますので、手当がつかない職種の方もいるのかもしれませんが、住宅手当つく方については1万円から1万5,000円は手当の範囲内だから大丈夫なのかもしれませんが、平家建てのほうは1年間18万円の負担増になるというふうに私は考えているのですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（小川智也君） 議員のおっしゃるとおりの金額の値上げになります。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○5番（上村正朗君） それで、私が非常に疑問に思うのは、例えば国、文科省はどのようなふうになっているかということ、教師を取り巻く環境整備について、学校教育の成否は教師にかかっており、教職の魅力を向上させ、教師に優れた人材を確保することが不可欠だと。教師を取り巻く環境整備として、働き方改革をやっていく、学校の指導・運営体制の充実をやっていく、それから職務の重要性にふさわしい処遇改善をやっていくということで、国においても給特法の改正をはじめとする取組をしています。県においても、県の人事委員会では、当然給特法の改正も含めて、人事委員会のほうでは給料表の改正、それから給特法改正に伴う措置など、必要な措置を勧告し、知事もこの勧告を尊重するという、そういう流れですよ。教職員の負担を軽減して資質を向上するような取組をして、国の宝である子供たちの教育に当たってもらおうと、国も県もそういう考えでやっていくと思うのですけれども、何で村上市は国と県の流れと逆行するような、年間18万の負担増といたら、人事委員会勧告の成果みんな吹っ飛んでしまいますよね。給特法の改正に伴う改善の大きな部分が私は飛んでいくと思うのですけれども、何でそういう国と県の考えていることと違うことを市はやろうとしているのか、その辺まず国と県がやろうとしていることと違う方向ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（小川智也君） 国・県の流れについては議員のおっしゃるとおりなのですけれども、この大川谷住宅の家賃の設定というのがもう数十年前の設定で、それ以来ずっと変わっていないということもありまして、今府屋地区で単身でアパートを借りた場合に月4万円ほどかかると聞いております。それと比べても決して高い数字にはなっていないということで、市全体の公共施設の見直しが行われるこの機会に見直しを行うのは、決して間違った方向ではないのかなというふうに考えております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○5番（上村正朗君） 質問のところですから、あまり意見交換、これは常任委員会のほうにも任せたいと思いますけれども、今の説明は全く説明になっていないと思います。国や県が一生懸命予算措置もしながら、教員の皆さん方が本当に教育業務に専念できるような条件づくりをしていく中で、18万ですよ。18万もの新たな負担をなぜ今村上市はやることになるのか。どうしてそういう政策判断になったのか。公の施設の今回の見直しの基本方針の中でも、使用料の見直し対象施設として、政策判断が必要で個別に検討を要するものについては使用料の見直しの対象にしないということも書いてありますけれども、私はまさにここに該当するものだと思いますけれども、教育長、その辺の政策的な判断というのはなかったのですか。国と県がやっている方向と全く真逆のことを村上市がやろうとしているのについてはどういうふうにお考えですか。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（小川智也君） 先ほどもお答えしたのですけれども、政策的な判断で検討の余地と

いうのは、やり方の中には最初からそういうやり方でやりましょうということで進めたのですけれども、今回市場の価格という部分も初めて参考にしながら、それと比較して妥当と思われる線を設定したという形であります。

○議長（三田敏秋君） 16番、姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 今のところなのですが、5戸と、それと2戸があるということで、これ全部今現在教員さんは入居されているのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（小川智也君） 単身棟で2人、世帯棟で1人入居しています。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） そうすれば、単身棟のところでは4つ余っているということですね。取りあえず教員が住宅の手当いただいています、その住宅の手当の範囲の中で今現状は賄い取れていますか。そこまで調べていないですか。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（小川智也君） すみません、住宅手当でどれくらい出ているかというところまで、ちょっと聞き取りしておりませんでした。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） これは常任委員会のほうで質疑すればいいのですけれども、私違う常任委員会なので、ちょっと聞いておきますけれども、例えばいわゆる2棟が18万円上がると、あとのほうは6万円上がるということになったとして、そこで住宅の手当がその分で賄えるかどうかというのはやっぱり、どういう状況で、個人情報なのであれですけれども、どういうふうな形になるのか、例えば上げたとしてもその辺のところをきちんと見極めてやっているのかどうかという部分なのですけれども、その辺やっぱり慎重にかからないと、今言ったように教員も不足しているのだからし、大変なことにつながりますけれども、その辺どうですか。調べる気はないですか、常任委員会までの間に。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（小川智也君） 今回議案が提案されるに当たって、今入居されている方と少し話をしたのですが、その中で値上げ1.5倍の金額になる予定ですということで説明をしましたところ、物価高騰の折、やむを得ないですねということで入居されている先生にはお話を聞いたところ、金額的な部分、再度調査、聞き取りしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第128号から議第137号までの10議案については、議案付託表の

とおり、会議規則の規定によって総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第12 議第138号 村上市重要文化財若林家住宅等管理条例の一部を改正する条例制定について

議第139号 村上市指定文化財武家住宅条例の一部を改正する条例制定について

議第140号 村上市郷土資料館条例の一部を改正する条例制定について

議第141号 村上歴史文化館条例の一部を改正する条例制定について

議第142号 縄文の里・朝日条例の一部を改正する条例制定について

議第143号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

議第144号 長津研修センター条例を廃止する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第12、議第138号から議第144号までの7議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第138号から議第144号までの7議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

議第138号から議第142号までの5議案につきましては、いずれも公の施設の適切な運営と維持管理を行うため、現在の維持管理費用と受益者負担の適正化を図り、施設の利用形態及びニーズに合わせた運営とするため、開館日、開館時間の見直し及び減免基準の見直し基本方針に基づき、施設の利用時間、使用料などについて見直しを行うものであります。

初めに、議第138号は、村上市重要文化財若林家住宅等管理条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正の内容は、施設の管理及び利用状況に合わせて開館時間及び休館日について変更したほか、入館料の引上げを行うものであります。

次に、議第139号は、村上市指定文化財武家住宅条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、施設の開館時間及び休館日について変更したほか、時間帯区分を単位とした使用料から1時間当たりを単位とした使用料に改め、暖房使用料を含めた施設使用料として料金の見直しを行うものであります。

次に、議第140号は、村上市郷土資料館条例の一部を改正する条例制定についてであります。主な改正内容は、施設の開館時間及び休館日を変更したほか、観覧料の引上げを行うものであります。

次に、議第141号は、村上歴史文化館条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、施設の開館時間及び休館日を変更したほか、入館料の引上げを行うものであります。

次に、議第142号は、縄文の里・朝日条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、施設の開館時間を変更したほか、入館料の引上げを行うものであります。

次に、議第143号は、村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてであります。本年、令和7年8月29日付総務省消防庁通知により、林野火災注意報や警報の的確な発令等により林野火災予防の実効性を高める必要があるとされたことから、火災の予防上、危険な気象状況になると予測された際に、本市が林野火災に関する注意報を発することができることとしたものであります。当該注意報が発せられた場合は、区域内での火の使用制限に従うように努めなければならないことや、本市が制限の対象となる区域を指定することができることなど、林野火災の発生防止対策を効果的に行うため、条例に所要の改正を行うものであります。

最後に、議第144号は、長津研修センター条例を廃止する条例制定についてであります。本案は、村上市公共施設マネジメントプログラムに基づき、利用者が減少してきている長津研修センターについて、現状分析を踏まえて検討を行った結果、令和7年度末をもって施設を廃止することとしたものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第138号から議第144号までの7議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって総務文教常任委員会に付託をいたします。

午後1時まで昼食休憩といたします。

午前11時50分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第13 議第145号 村上市統合保育園等整備運営事業審議会条例制定について
議第146号 村上市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定について
議第147号 福祉センターゆり花会館条例の一部を改正する条例制定について
議第148号 瀬波児童館開放条例の一部を改正する条例制定について
議第149号 村上市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について

議第150号 村上市保健センター条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第13、議第145号から議第150号までの6議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第145号から議第150号までの6議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議第145号は、村上市統合保育園等整備運営事業審議会条例制定についてであります。本案は、村上市立第一保育園、第二保育園及び山居町保育園を統合して新たに保育園等を整備するに当たり、候補者として選定された事業者と令和6年12月23日付で村上市統合保育園整備運営に関する協定を締結し、準備を進めてきたところでありますが、事業者より協定解約の申入れがあったことから、令和7年10月30日付で本協定を解除したため、改めて事業候補者の選定及び選定後の事業進捗管理を行う審議会を設置しようとするものであります。

次に、議第146号から議第150号までの5議案につきましては、いずれも公の施設の適切な運営と維持管理を行うため、現在の維持管理費用と受益者負担の適正化を図り、施設の利用形態及びニーズに合わせた運営とするため、開館日、開館時間の見直し及び減免基準の見直し基本方針に基づき、施設の利用時間、使用料などについて見直しを行うものであります。

議第146号は、村上市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、これまでの時間帯区分を単位とした使用料から1時間当たりを単位とする使用料に改め、冷暖房使用料を施設使用料に含めた料金の見直しを行うものであります。

次に、議第147号は、福祉センターゆり花会館条例の一部を改正する条例制定についてであります。主な改正内容は、施設の管理及び利用状況に合わせて利用時間及び休館日の見直しを行うほか、施設各室の使用料について、時間帯区分を単位とした使用料から1時間当たりを単位とする使用料として料金の見直しを行うものであります。

次に、議第148号は、瀬波児童館開放条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、これまで施設使用料とは別に定めてきた冷暖房使用料について、施設使用料に含めた料金の見直しを行うものであります。

次に、議第149号は、村上市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、施設の利用時間を変更したほか、冷暖房使用料を施設使用料に含めることとして料金の見直しを行うものであります。

最後に、議第150号は、村上市保健センター条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、朝日保健センターの利用に際し、これまで無料としてきたところではありますが、新

たに使用料をいただくこととして見直しを行うものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

16番、姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 保育園の145号の審議会条例制定の件なのですが、この審議会条例制定でのたび新しくなるわけですけれども、前回というか、もう今年の3月31日で終わっていますけれども、候補者選定委員会条例ということでやってきたわけですけれども、これは何がどういうふうに、基本的にどういうふうに踏み込んで変わっていくということなのですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 前回の選定委員会につきましては、選定するまでということでありました。今回は、選定した後も整備に至るまでの間の進行管理、さらには運営後、開園後のその進行管理についても御知見をいただきたいということで、他の審議会も同様でありますけれども、市の審議会の立てつけに合わせた形で今回整理をさせていただいたということであります。

○議長（三田敏秋君） 16番、姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） ということは、開園するということになれば、開園した後というのは、いわゆるそこで選定された事業者、どこかの福祉会か分からないですけれども、事業者が始めていくのですけれども、その始まってからもその経緯とか、やりくりとか、そういったところまでこの審議会委員というのははまってくるというか、そういう感覚なのですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） まず、前提として民設民営型で今回つくろうというふうに考えているわけですけれども、それに向けて、今の社会情勢の中で適正な形のまず事業者の選定が行われること、これがまず第一、非常に重要な視点であります。それから、実際に開園するまでいろいろと協議があるわけでありますので、その協議の在り方、市が求めていること、事業者が提案をしていること、それを第三者からの知見で整理をしてもらうというのが、それが2番目の任務というふうに予定をしております。その後、それがしっかりと適正に管理運営されているかということも、民設民営であるわけでありますから、市の関与は当然あるわけでありますけれども、それを第三者の立場からしっかりと、市が目指す子育て、これの政策にマッチしているかどうか、当初スタートしたときの意向がしっかりと生かされているかというものを進行管理していただきたいという意味で、内政だけでなく、第三者の目から見ていただきたいというふうに考えて審議会の任務を設定をさせていただいているというところであります。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） そうすれば前回の選定委員会よりも少し踏み込んだ形でということに解釈いたしますが、前回は選定された後に協定書というものを結びましたが、今回もやはり、審議会のと

ころで選定することが審議会の役割の一つですけれども、それやった後は協定書等を結ぶということの解釈でよろしいですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 当然そういうふうな形で事務は進みます。あくまで審議会というのは市の附属機関でありますので、附属機関の立場でいろいろな御知見をいただくということになりますので、協定書は事業者と市が結ぶという形になりますので、そういう形で事務を進める予定に現時点でしておるところであります。

○議長（三田敏秋君） 6番、菅井晋一君。

○6番（菅井晋一君） 147号の福祉センターゆり花会館についてなのですが、今回の料金とか時間の変更とか以外に指定管理者の権限が市長に移ったような条例のつくりの部分があるのですけれども、何か特に意味合いがあるのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（土田 孝君） ただいまの御質問についてお答えをいたします。

福祉センターゆり花会館条例につきましては、以前の山北町で制定した条例を合併時に引き継いで村上市として条例を制定したものでありまして、その条例のつくりが指定管理者導入を前提とした規定の仕方となっておりますので、今回の見直しに合わせまして、ほかの指定管理をお願いしている施設、市にございますけれども、そちらに合わせた形で、市がもともとは運営・設置なのですけれども、指定管理をさせることができるということで文言のほうを直ささせていただいたということがございます。

○議長（三田敏秋君） 菅井晋一君。

○6番（菅井晋一君） よく分かりました。

もう一点だけ。温泉の入浴料といいますか、料金は変わらないのですけれども、回数券がなくなっているのです。回数券を使っている人が少ないとか、そういうことでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（土田 孝君） 料金のほうも実は変わらせていただいておりますし、あと回数券のほうも以前は条例で料金を指定しておったのですけれども、こちらは他の施設もそうでしょうけれども、指定管理者の権限で設定をすることができるということに委ねさせていただきました。

○6番（菅井晋一君） 分かりました。

○議長（三田敏秋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第145号から議第150号までの6議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって市民厚生常任委員会に付託をいたします。

-
- 日程第14 議第151号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議第152号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議第153号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議第154号 村上市印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 議第155号 村上市急患診療所条例の一部を改正する条例制定について
- 議第156号 村上市急患診療所運営委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 議第157号 村上市と関川村との間の急患診療所事務の委託に関する規約の変更について

○議長（三田敏秋君） 日程第14、議第151号から議第157号までの7議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第151号から議第157号までの7議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議第151号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について及び議第152号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について並びに議第153号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての3議案につきましては、いずれも児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令が本年、令和7年9月10日に公布されたこと、また児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が9月16日に公布されたことに伴い、それぞれ引用する条項にずれや内容の改正が生じたことから、条例に所要の改正を行うものであります。

次に、議第154号は、村上市印鑑条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、平成27年12月28日をもって発行が終了し、本年、令和7年12月28日をもって有効期限が満了となる住民基本台帳カードについて条例から削除するとともに、電気通信事業法の改正に伴い、引用する条項にずれが生じることに伴い、条例に所要の改正を行うものであります。

次に、議第155号 村上市急患診療所条例の一部を改正する条例制定について及び議第156号 村上市急患診療所運営委員会条例の一部を改正する条例制定についてであります。いずれも村上市急患診療所について、令和8年4月1日から平日夜間診療を村上総合病院に移転・集約することに伴い、条例に所要の改正を行うものであります。

最後に、議第157号は、村上市と関川村との間の急患診療所事務の委託に関する規約の変更についてであります。村上市急患診療所について、令和8年4月1日から平日夜間診療を村上総合病院に移転・集約することに伴い、地方自治法第252条の14第2項の規定により、村上市と関川村の間の急患診療所事務の委託に関する規約を変更することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第151号から議第157号までの7議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって市民厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第15 議第158号 村上市地域活性化施設条例の一部を改正する条例制定について

議第159号 村上市露店市場管理条例の一部を改正する条例制定について

議第160号 村上市勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例制定について

議第161号 村上市観光案内所条例の一部を改正する条例制定について

議第162号 村上市民ふれあいセンター条例の一部を改正する条例制定について

議第163号 朝日まほろばふれあいセンター条例の一部を改正する条例制定について

議第164号 朝日みどりの里屋根付き多目的広場条例の一部を改正する条例制定について

議第165号 村上市笹川流れ夕日会館条例の一部を改正する条例制定について

議第166号 朝日温泉活用健康増進施設条例の一部を改正する条例制定について

議第167号 村上市営あらかわゴルフ場条例の一部を改正する条例制定について

ついて

○議長（三田敏秋君） 日程第15、議第158号から議第167号までの10議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第158号から議第167号までの10議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

議第158号から議第167号までの10議案につきましては、いずれも公の施設の適切な運営と維持管理を行うため、現在の維持管理費用と受益者負担の適正化を図り、施設の利用形態及びニーズに合わせた運営とするため、開館日、開館時間の見直し及び減免基準の見直し基本方針に基づき、施設の利用時間、使用料などについて見直しを行うものであります。

初めに、議第158号は、村上市地域活性化施設条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、林産物展示販売施設及び農産加工所について、月額使用料の見直しを行うものであります。

次に、議第159号は、村上市露店市場管理条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、露店市場の出店状況を踏まえ、仮設店舗に屋台及びキッチンカーを加えたほか、開設区域及び開設時間、出店料について見直しを行うものであります。

次に、議第160号は、村上市勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、施設の開館時間を変更したほか、冷暖房料を施設使用料に含めることとして料金の見直しを行うものであります。

次に、議第161号は、村上市観光案内所条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、村上駅前観光案内所及び村上市町屋造観光案内所について、使用料の見直しを行うものであります。

次に、議第162号は、村上市民ふれあいセンター条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、指定管理者による適切かつ計画的な運営が行われていることを踏まえ、村上市民ふれあいセンター運営審議会の必要性がなくなっていることから、同審議会を廃止すること、また冷暖房使用料を施設使用料に含めて料金の見直しを行うものであります。

次に、議第163号は、朝日まほろばふれあいセンター条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、施設の休館日及び利用時間の変更を行うものであります。

次に、議第164号は、朝日みどりの里屋根付き多目的広場条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、施設の利用時間を変更したほか、利用するコートの種類により区分されていた利用料金について見直しを行うものであります。

次に、議第165号は、村上市笹川流れ夕日会館条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、施設の利用時間の見直しを行うものであります。

次に、議第166号は、朝日温泉活用健康増進施設条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正の内容は、毎月第2月曜日を休館日に加えるほか、会員の年会費について料金の見直しを行うものであります。

最後に、議第167号は、村上市営あらかわゴルフ場条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、施設使用料について料金の見直しを行ったものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

5番、上村正朗君。

○5番（上村正朗君） では、1点お聞かせください。

議第159号 村上市露店市場管理条例の一部を改正する条例制定について、仮設店舗でいいますと間口2メートルまで月800円だったのが、新しい基準ですと3メートルまで一括されて、月1,000円ですか、値上がりになります。それから、物的施設なし随時出店についても間口1メートルまでが1回130円が150円、それから2メートルまで1回200円、それから3メートルまで1回270円が3メートルまでは300円ということで、それぞれ値上がりになっています。それで、今現在、露店市場、非常に私も実感として出店者が非常に少なくなっているなという感じがしたものですから、ちょっと担当課に聞いたところ、出店の実績、1日平均でいいますと、平成26年度が74、それが5年後の令和元年度には45、10年後の令和6年度には28、74あった出店が28になりました。岩船も同じように平成26年度が12、令和元年度が8、令和6年度が7ということで、村上、岩船とも露店市場出店する人数は非常に急激に減っています。これは、市としてはどうなのですか。出店を増やすほうに、振興に力を入れていくという方向性なのだろうなと私も思っているのですけれども、それはそういうことで、このまま減るのをよしとしない、ここでやっぱり今の時代のニーズに合ったような形の市場として振興していく必要があるのかなと思うのですけれども、そっちのほうで、そういう考えでよろしいでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 地域経済振興課長。

○地域経済振興課長（富樫 充君） お答えします。

今ほど議員がおっしゃったように、市としましてもこれから出店を増やしていく方向として考えております。今回の条例の改定に合わせて、出店する店舗の様式を屋台及びキッチンカーということも加えております。そういった皆様も多様に来店できるような形で、市としてもさらなる露店市場の活性化を目指していきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○5番（上村正朗君） そうですよ。地元住民の生活上の利便性、それから観光の資源、それと出

店される方の収入といいますか、地域経済の活性化にもつながるわけですので。やっぱりこれも、先ほど大川谷の教員住宅のときにも話をしましたけれども、これから振興していくのであれば、少なくとも出店料を上げるとするのはやっぱり逆なのかなという気がします。これは市長にお聞きしたいのですが、先ほど言った公の施設の見直しの基本方針の中で、政策的判断が必要で個別に検討を有するものについては今回使用料の見直し対象施設としないという方針がございまして、例えば先ほど言った大川谷であれば、国・県が目指す方向と市のやろうとしていることが違う。今の露店市場の関係は、これ国・県は関係ありませんが、市が振興しようとしているのに利用料を増やすと。どうもその辺に私はちぐはぐ感というか、整合が取れていないような気がするのですが、この辺は政策的判断で見直し対象施設から外すという判断をすべきだったのではないかなと私は思いますけれども、その辺、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 様々な方向からの見方があるというふうには承知をしております。私も六斎市非常に、前ですと必ずテントがずっとつながっていたのですが、今ほとんど飛び飛び飛びみたいな感じでずっと離れているというような感じ。出店者にお聞きをしましたら、従来からここなので、ここにということで、実はその後ろに建てやすいようにいろんな材料も置いてあったりするので。それを実はもっと簡単な方法、高齢化も進んでいますので、簡単な方法ですぐ建てられるような仕組みにしたかどうかというような提案もさせていただきましたし、今移動するのにカートを使って移動できるとか、のぼり旗でにぎやかをしたりとか、様々な取組してきたのですが、なかなか増えてこないというような状況ありました。その中で観光客の皆さんも訪れていただけますし、ところどころの季節のものでありますと、花市でありますとか、お祭り事とセットになるので、時期がずれてやる。これ歴史的な風致としては非常に残していきたい風習でありますので、そんなところもぜひ残していきたいという思いが実はあります。その上で、そこのにぎやかしを出すために今いろんな形で取組をしていただいているのが、キッチンカーを含めた方々にも一部今来ていただいています。また、私自身もまち協の皆さん、また平場の若い方々から提案をいただいて、六斎市、二七の市だけではなくて、いろんな形で例えば夜間開催できないかとか、いろんな提案をいただいて、ぜひ実現をさせたいなというふうに思っている次第であります。その上で、今回公共施設の使用料等の見直し、これ全般にわたって行いました。議員御指摘のとおり、政策的な判断をすべきなのではないかという議論につきましても検証はさせていただいたところであります。今後またさらにこういう形で料金改定をさせていただく予定として今般提案させていただいているわけですが、その状況を含めて不断の見直しをこれはしないということではなくて、実態に合わせた形で対応してまいりたいというふうに思っております。現段階ではそういう形で整理をさせていただいたということですので、御了解をいただければなというふうに思っている次第であります。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○5番（上村正朗君） 最後になりますけれども、ぜひ露店市場につきましても、先ほどの大川谷の話につきましても、ぜひ減免基準、そういったところで、来年の7月までまだ時間がありますので、その辺での御検討もいただきたいと思ひますし、今市長がおっしゃったとおり、利用料だけではなくて本当の振興策のところ、二七ではなくて土日だったらもっと駐車場も空いているし、人も集まりやすいのではないかと、そういう話もありますので、ぜひ、今回は利用料の問題ですので、利用料について話をさせていただきましたけれども、全体の振興策、それもしっかり考えていただければなというふうに思ひます。最後、質問ではありませんけれども、そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第158号から議第167号までの10議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって経済建設常任委員会に付託をいたします。

日程第16 議第168号 村上農村環境改善センター条例の一部を改正する条例制定について

議第169号 神林農村環境改善センター条例の一部を改正する条例制定について

議第170号 朝日シルクフラワー製作工房施設条例の一部を改正する条例制定について

議第171号 村上市農村公園条例の一部を改正する条例制定について

議第172号 村上市農山漁村交流促進施設条例の一部を改正する条例制定について

議第173号 朝日みどりの里体験交流センター・休養施設条例の一部を改正する条例制定について

議第174号 朝日みどりの里農産物直売施設条例の一部を改正する条例制定について

議第175号 村上市内水面総合振興対策事業施設条例の一部を改正する条例制定について

議第176号 村上市新内水面振興対策事業施設条例の一部を改正する条例制定について

議第177号 村上市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

議第178号 村上市公園条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第16、議第168号から議第178号までの11議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第168号から議第178号までの11議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

議第168号から議第178号までの11議案のうち、議第171号及び議第178号を除く9議案につきましては、いずれも公の施設の適切な運営と維持管理を行うため、現在の維持管理費用と受益者負担の適正化を図り、施設の利用形態及びニーズに合わせた運営とするため、開館日、開館時間の見直し及び減免基準の見直し基本方針に基づき、施設の利用時間、使用料などについて見直しを、議第171号及び議第178号につきましては、公共施設マネジメントプログラムに基づき、施設の廃止を行おうとするものであります。

初めに、議第168号は、村上農村環境改善センター条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、これまでの時間帯区分を単位とした使用料から1時間当たりを単位とする使用料としたほか、冷暖房使用料を施設使用料に含めて料金の見直しを行うものであります。

次に、議第169号は、神林農村環境改善センター条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正の内容は、時間帯区分を単位とした使用料から1時間当たりを単位とする使用料として料金の見直しを行うものであります。

次に、議第170号は、朝日シルクフラワー製作工房施設条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、施設使用料について料金の見直しを行ったものであります。

次に、議第171号は、村上市農村公園条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、本市農村公園のうち中浜農村公園について、利用状況などを踏まえて検討をいたしました結果、このたび施設の廃止について集落から合意が得られたことから、令和7年度末をもって廃止することとして条例に所要の改正を行うものであります。

次に、議第172号は、村上市農山漁村交流促進施設条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、これまでの1日を単位とした使用料から1時間当たりを単位とする使用料として料金の見直しを行うものであります。

次に、議第173号は、朝日みどりの里体験交流センター・休養施設条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、施設の利用時間を変更したほか、施設の使用料を1時間当たりを単位とした使用料に見直したほか、宿泊利用料金の見直しを行ったものであります。

次に、議第174号は、朝日みどりの里農産物直売施設条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、直売施設の月額使用料について料金の見直しを行ったものであります。

次に、議第175号は、村上市内水面総合振興対策事業施設条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、施設の利用時間及び休館日を見直したほか、時間帯区分を単位とした使用料から1時間当たりを単位とした使用料に見直しを行ったものであります。

次に、議第176号は、村上市新内水面振興対策事業施設条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、施設の利用時間及び休館日について見直したほか、入館料について見直しを行ったものであります。

次に、議第177号は、村上市都市公園条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、南大平ダム湖公園の使用料について料金の見直しを行ったものであります。

最後に、議第178号は、村上市公園条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、山北地域小侯の山北交流広場につきまして、公共施設マネジメントプログラムに基づき、利用状況などを踏まえて検討いたした結果、このたび施設の廃止について集落関係者と合意が得られたことから、令和7年度末をもって山北交流広場を廃止することとして条例に所要の改正を行うものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第168号から議第178号までの11議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって経済建設常任委員会に付託をいたします。

日程第17 議第180号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第11号）

○議長（三田敏秋君） 日程第17、議第180号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第180号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、令和7年度村上市一般会計補正予算（第11号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ9億2,150万円を追加し、予算の規模を437億8,460万円にしようとするほか、継続費、債務負担行為及び地方債の補正を行うものであります。

補正の主な内容といたしましては、除排雪委託料、障害福祉関係サービス費、ふるさと納税寄附金の増に伴う関係経費、会計年度任用職員の報酬改定に伴う経費を計上したほか、人事異動及び給与の引上げなどに伴う職員人件費の調整を行いました。また、統合保育園建設に係る経費について、改めて関係する予算の調整を行うものであります。

歳入におきましては、第15款国庫支出金でデジタル基盤改革支援補助金などで1億919万1,000円を、第16款県支出金では障害者自立支援給付費負担金などで2,774万9,000円を、第18款寄附金でふるさと納税寄附金1億5,000万円をそれぞれ追加をいたしました。第19款繰入金で介護保険特別会計繰入金26万6,000円を減額し、第20款繰越金で前年度繰越金6億6,372万6,000円を追加し、第22款市債では統合保育園整備事業債などで2,890万円を減額しようとするものであります。

歳出におきましては、第1款議会費で議会事務局職員人件費などで238万7,000円を、第2款総務費では庁舎情報システム管理経費などで3,304万円をそれぞれ追加し、第3款民生費では統合保育園整備事業経費などで7,725万2,000円を減額し、第4款衛生費ではし尿処理施設管理運営経費などで2,904万1,000円を、第5款労働費で勤労者総合福祉センター運営経費147万2,000円を、第6款農林水産業費では農業振興経費などで1,314万8,000円をそれぞれ追加いたしました。第7款商工費ではふるさと納税経費などで6,476万9,000円を、第8款土木費では除雪対策経費などで6億5,191万6,000円を、第9款消防費では常備消防職員人件費などで3,894万9,000円を、第10款教育費では体育施設経費などで3,495万3,000円を、第11款災害復旧費では林業施設災害復旧費などで4,740万円を、第13款諸支出金でふるさと応援寄附金積立金8,160万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

第2条、継続費の補正は、荒川総合体育館耐震改修及び大規模改修事業の追加経費を計上するもので、第3条、債務負担行為の補正は、議会広報印刷製本費など11件を追加しようとするほか、統合保育園関係補助金2件を廃止するものであります。

また、第4条、地方債の補正は、総務債などの限度額を変更しようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

3番、野村美佐子さん。

○3番（野村美佐子君） 農林水産業費のところ、今県でも、全国で熊の問題とかが大問題になっていて、補正予算も組んで特別手当を上げるとか、そういうことをやっているようなのですが、今の御報告で細かく言われていないので、そういう特に熊の対策とかで補正予算はこの中に含まれているのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小川良和君） 今ほどの熊対策の関係につきましては、県・国も含めて今要綱が出てきているところで、今要望調査等の対応をしているところでございますので、この補正予算には

計上されておりましたが、今後補正の関係で対応させていただくような形でいくかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（三田敏秋君） 16番、姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 教育費、50ページなのですが、小学校のほうの管理経費ということで修繕料が290万くらい上がっておりますが、これ内容、どういう内容ですか。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（小川智也君） 小学校の修繕料ですけれども、瀬波小学校の給水加圧ポンプの修繕、こちらと山北小学校の消防設備のバッテリー交換、この2件の金額を今回計上させていただきました。

○議長（三田敏秋君） 16番、姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 先般、分かっていると思うのですがけれども、瀬波小学校のウォシュレット関係、瀬波小学校、大便器が30個、そのうち洋便器が26。洋便器の26には皆ウォシュレット型になっておりますね、児童のほうの。26のウォシュレットのうち、リモコンが作動しないのが14個、そのうち11個は電池がない、3個は電池が溶けて基板が壊れてリモコンが作動しないような現象で、リモコンが壊れているという状況で、洋便器ウォシュレット型のうち半数以上が作動していない状況だということで、保護者から私のほうにもちょっとお話あったりして、ちょっと学校教育課のほうで調べてもらった結果なのですが、これは恐らく小学校に限らず中学校もそうだろうし、全体的にこのような形の中で、物はあるのだけれども作動しないようなウォシュレット便器がついているというのがどうも解せないというか、おかしいなということで、その後学教教育課のほうでどういう対応をしたのか、その修繕費等はここの中に含まれていないのか、どういうふうな対応をいたしましたか。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（小川智也君） 管内の状況調査をしているところですがけれども、学校の修繕費、ほかにも多々必要な部分ありますので、その中で順次可能なものを修繕していきたいというふうに考えています。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 私の質問に答えていただきたいのですが、これ2問目ですけれども、そういった現象があつて、ほかの小学校等も調べるって課長のほうは言っていたと思うのですがけれども、その中で費用が生じてくるとは思うのですが、それらが調べてあったのかどうか、費用をそこから捻出したのかということを知っているのです。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（小川智也君） その調査の結果というところまで今ちょっと確認できないので、後ほど回答させていただきたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） いいですか。瀬波小学校の洋便器ウォシュレット型26基のうち14基が動かない、これだけでも相当な問題だと私は思うのです。子供たちがどうやっていたのか分かりませんが。そのうち電池切れが11個、それとリモコンの作動不能が、電池ではなくて違う基板の壊れとかで3基。これは瀬波小学校だけではないのではないかと。ほかの小学校も多々そういう現象があるのでないかと。調べた上ですぐ対応して修繕をしたほうがいいということを私あなたに申し上げました。あなたは、課長のほうはそうですねということで、かかりましょうということでやっているはずなの。その内容も分からない、そしてまたこの修繕費というのはそこから充てたのかということも私聞いていますけれども、明確な回答も出てこない。これいいのか、それで。最後のこれも質問、いわゆる総務文教でこれ諮ると思うので、私はここまでしかないですけれども、それやっぱり総文のときにしっかりと私の会派の人も質問すると思うので、その辺のところをしっかりと答えられるようにしておいてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（小川智也君） 瀬波小の案件をお聞きしたときに、同年代に洋式化、水洗トイレを整備した学校、村小とか、何校かあったのですけれども、そちら確認しまして、瀬波小のような異常な作動しないトイレがあるということは確認できませんでした。そういった故障箇所はなかったということでありました。その後の調査について確認しておきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 瀬波小へのまず対応については、すぐに、御指摘いただいて、現状を教育委員会からも行って確かめました。先ほど11個が電池切れということ調査したわけですが、すぐに取り替えさせました。そして、3個まだ壊れているということなのですが、なかなか、壊れているから子供たちが利用しなかったのか、子供たちの利用が、養護教諭に言わせると、利用している状況が少なかったのか、そういう使えないという声が教師側に上がってこなかったということも言っていましたので、すぐに定期的に点検するようという指示は瀬波小学校にいたしました。そして、活用するようということも指導いたしました。その上で、瀬波小学校と同時期に整備した村上小学校、村上南小学校のトイレについては、今ほど課長が述べたように、すぐ点検させた上で異常がなかったという報告をいただいているところです。なお、ほかの学校についても今後しっかり調査してまいります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第180号については、予算付託表のとおり、会議規則の規定によって一般会計予算決算常任委員会に付託をいたします。

日程第18 議第181号 令和7年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（三田敏秋君） 日程第18、議第181号 令和7年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第181号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、令和7年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ70万円を追加し、予算の規模を2億9,500万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして第3款繰入金で一般会計繰入金70万円を追加をいたしました。

歳出におきましては、第1款総務費で情報通信事業職員人件費62万円を、第3款予備費で8万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第181号については、予算付託表のとおり、会議規則の規定によって総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第19 議第182号 令和7年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第183号 令和7年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議第184号 令和7年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（三田敏秋君） 日程第19、議第182号から議第184号までの3議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第182号から議第184号までの3議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議第182号は、令和7年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,140万円を追加し、予算の規模を55億9,770万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして第5款県支出金で保険給付費等交付金6,280万円を追加し、第7款繰入金では国民健康保険財政調整基金繰入金などで4,974万6,000円を減額し、第8款繰越金でその他繰越金6,834万6,000円を追加いたしました。

歳出におきましては、第1款総務費で一般管理職員人件費などで338万8,000円減額し、第2款保険給付費では一般被保険者療養給付費などで6,280万円を、第7款諸支出では保険給付費等交付金償還金などで2,199万9,000円をそれぞれ追加し、第8款予備費で1万1,000円を減額しようとするものであります。

次に、議第183号は、令和7年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,610万円を減額し、予算の規模を9億4,090万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして第3款繰越金で一般会計繰入金1,617万4,000円を減額し、第4款繰越金で前年度繰越金7万4,000円を追加をいたしました。

歳出におきましては、第1款総務費で一般管理職員人件費92万1,000円を追加し、第2款後期高齢者医療広域連合納付金で後期高齢者医療広域連合納付金1,709万5,000円を減額し、第6款予備費で7万4,000円を追加しようとするものであります。

最後に、議第184号は、令和7年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ350万円を追加し、予算の規模を88億3,550万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして第4国庫支出金で地域支援事業交付金などで3万1,000円を、第5款支払基金交付金で地域支援事業支援交付金3万2,000円を、第6款県支出金で地域支援事業交付金1万4,000円を、第8款繰入金では事務費等繰入金などで342万3,000円をそれぞれ追加をいたしました。

歳出におきましては、第1款総務費で認定調査経費などで337万円を、第3款地域支援事業費で介護予防把握事業経費11万5,000円を、第7款諸支出金では国庫支出金等返還金などで1万5,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第182号から議第184号までの3議案については、予算付託表の

とおり、会議規則の規定によって市民厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第20 議第185号 令和7年度村上市上水道事業会計補正予算（第2号）

議第186号 令和7年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第2号）

議第187号 令和7年度村上市下水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（三田敏秋君） 日程第20、議第185号から議第187号までの3議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第185号から議第187号までの3議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議第185号は、令和7年度村上市上水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。収益的収入及び支出におきまして、収入では営業外収益で一般会計からの繰越金である他会計補助金を2万7,000円追加し、総額を11億9,252万7,000円にしようとするものであります。支出では、営業費用で職員人件費の調整などにより366万5,000円を減額し、総額で11億7,893万5,000円にしようとするものであります。

資本的収入及び支出におきましては、収入では一般会計からの繰入金である出資金を71万2,000円追加するとともに、配水管改良工事補償金の1億97万3,000円を減額し、総額を5億6,202万2,000円にしようとするものであります。支出では、建設改良費において事業計画の変更などに伴い、1億7,822万5,000円を減額し、総額を9億7,773万円にしようとするものであります。

なお、収支不足額4億1,570万8,000円は損益勘定留保資金等の内部留保資金で補填しようとするものであります。

次に、議第186号は、令和7年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。収益的収入及び支出におきまして、収入では一般会計からの繰入金である他会計補助金を680万1,000円追加し、総額を3億4,590万1,000円にしようとするものであります。支出では、営業費用で職員人件費の調整及び配給水管など修繕費の増額により680万1,000円を追加し、総額を3億4,590万1,000円にしようとするものであります。

資本的収入及び支出におきまして、収入では一般会計からの繰入金である出資金を35万9,000円追加し、総額を2億7,258万5,000円にしようとするものであります。支出では、建設改良費において職員人件費の調整により35万9,000円を追加し、総額を4億1,459万円にしようとするものであります。

なお、収支不足額1億4,200万5,000円は損益勘定留保資金等の内部留保資金で補填しようとする

ものであります。

最後に、議第187号は、令和7年度村上市下水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。収益的収入及び支出におきまして、収入では一般会計からの繰入金である他会計補助金を39万9,000円追加し、総額を38億8,474万3,000円にしようとするものであります。支出では、営業費用において職員人件費の調整により39万9,000円を追加し、総額を38億8,474万3,000円にしようとするものであります。

資本的収入及び支出におきまして、収入では一般会計からの繰入金である出資金を732万3,000円追加するとともに、事業債を8,070万円、防災安全交付金を1億371万円それぞれ減額し、総額を34億5,882万円にしようとするものであります。支出では、職員人件費の調整及び交付金の減額に伴う工事請負費の減額により、建設改良費を1億7,708万7,000円減額し、総額を48億823万1,000円にしようとするものであります。

なお、収支不足額13億4,941万1,000円は損益勘定留保資金などの内部留保資金で補填しようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第185号から議第187号までの3議案については、予算付託表のとおり、会議規則の規定によって経済建設常任委員会に付託をいたします。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

なお、4日は本会議を開き、一般質問を行いますので、定刻までに御参集ください。

大変御苦労さまでございました。

午後 1時58分 散 会